資料２

境港出雲道路有識者委員会　規約

（名称）

第１条　この会議は、境港出雲道路有識者委員会（以下「本委員会」という。）と称する。

（目的）

第２条　本委員会は、境港出雲道路の優先区間における概略ルート・構造の決定に向け、多角的観点を踏まえた検討を行うことを目的とする。

（組織・運営）

第３条　本委員会の構成は、別紙１に掲げる委員及びオブザーバーをもって構成する。なお、必要に応じて、本委員会の承諾を得て委員及びオブザーバーを追加・変更することができる。

２　委員の任期は令和１１年３月３１日までとする。ただし、再任を妨げない。

３　本委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

４　委員長は、本委員会を代表し、会務を総括する。

５　委員長は、必要に応じて、本委員会を招集し、その運営、進行にあたるものとする。

６　委員長に事故があった場合は、あらかじめ委員長が指名した者が委員長の職務を代行する。

７　委員長は、必要に応じて、委員及びオブザーバー以外の者に出席を要請し、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（委員の責務）

第４条　委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

２　委員は、直接又は間接を問わず、特定の利害関係者の意見を代弁してはならない。

３　委員は、本委員会で知り得た情報を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。ただし、本委員会において公表することを認めた情報については、この限りではない。

（オブザーバー）

第５条　オブザーバーは、会議に出席して意見を述べることができるが、本委員会の意思決定には参加しない。

（会議の公開）

第６条　会議冒頭から議事に入るまでを公開とする。ただし、会議の内容によっては委員会に諮り、非公開とすることができる。

２　会議に使用した資料、議事録は公表する。ただし、個人情報等で公表することが適切でないと委員会が判断する資料等については、公表しないものとする。

（事務局）

第７条　本委員会の庶務を処理するため、事務局を島根県土木部高速道路推進課に置く。

事務局は、会議の円滑な運営にあたるとともに、議事録を整理するものとする。

（規約の改正）

第８条　本規約の改正は、本委員会の決議によらなければならない。

（雑則）
第９条　この規約に定めるもののほか、本委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

附 則
この規約は、令和８年１１月１７日から施行する。

別紙１

境港出雲道路有識者委員会　委員
（第３条関係）

【委員】

氏　名	所属・職名等
飯野（いいの）　公央（きみお）	島根大学　法文学部　教授
豊田（とよた）　知世（ともよ）	島根県立大学　地域政策学部　教授
三谷（みたに）　卓摩（たくま）	松江工業高等専門学校　准教授
佐藤（さとう）　真理（まり）	島根大学　生物資源科学部　助教

【オブザーバー】

所属・役職
国土交通省　中国地方整備局　松江国道事務所長
松江市　都市整備部長
出雲市　都市建設部長

事務局	島根県　土木部　高速道路推進課